

工 事 仕 様 書

第1 総則 本工事の仕様指示にあたり、その優先順位は次のとおりとする。

1 特記事項 下記のとおり。

2 共通仕様書及び施工管理基準

「琴浦町下水道土木工事共通仕様書」及び琴浦町下水道土木工事施工管理基準及び規格値」による。該当項目がない場合は、「鳥取県土木工事共通仕様書」及び「施工管理基準」による。

3 図面

4 設計書

第2 特記仕様書

1 工事概要

(1) 工事名 特環湯坂地区(22-2工区)工事

(2) 工事場所 琴浦町大字湯坂

(3) 工事内容

開削工法

(内径150mm)管種：下水道用硬質塩化ビニル管

路線延長 L=172.20m

[補助路線 L=135.20m、単独路線 L=37.00m]

管渠延長 L=166.95m

[補助路線 L=132.10m、単独路線 L=34.85m]

(内径200mm)管種：下水道用硬質塩化ビニル管

路線延長 L=21.50m

[補助路線 L=21.50m、単独路線 L=0m]

管渠延長 L=20.05m

[補助路線 L=20.05m、単独路線 L=0m]

路線延長 L=193.70m

管渠延長 L=187.00m

簡易推進

鋼管径350mm 推進延長 L=3.00m

マンホール工

組立1号マンホール 5箇所(補助 4、単独 1)

レジン小型マンホール 3箇所(補助 2、単独 1)

塩ビ製小型マンホール 2箇所(補助 1、単独 1)

公共污水枘 4箇所(補助 2、単独 2)

付帯工 1式

2 工事完成期限 平成22年11月30日

3 作業時間 現場説明による

4 用地及び付帯工

工事に必要な材料置場、仮設道、水路等一切の敷地及びこれに伴う費用、付帯する工事等はすべて請負者によって処理しなければならない。

5 安全対策及び公害対策

工事期間中の無事故、無公害を達成することを目標とすること。

工事期間中は、各家庭等の出入りについては極力支障のないよう努力して施工すること。
作業休日日は、鉄板等により通行を確保するよう努めるとともに、照明（安全灯等）により工事箇所を表示すること。